

## 佐賀県告示第 118 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 6 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
力山 清司（力山整骨院）	唐津市西寺町 1393 番地 1	令和 5 年 9 月 1 日
力山 清司（力山整骨院）	唐津市相知町相知末広 2127 番地 3	令和 5 年 9 月 1 日
磯 龍央（堺整骨院みやき院）	三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3	令和 5 年 10 月 1 日
御厨 太輔（堺整骨院みやき院）	三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3	令和 5 年 6 月 1 日
森 博史（森整骨院）	武雄市武雄町大字永島 13208 番地 1	令和 5 年 4 月 28 日
西 将大（とす接骨院）	鳥栖市元町 1246 番地 3	令和 5 年 4 月 3 日
松嶋 駿（さくら整骨院プレスポ鳥栖院）	鳥栖市本鳥栖町 537 番地 1	令和 5 年 7 月 6 日